

犬猫以外の動物に関する飼養管理基準の検討状況について

1. 経緯

- 令和元年に改正された動物愛護管理法に基づき、令和3年に策定した飼養管理基準では犬猫の飼養管理方法について具体化された。

2. 飼養管理基準 作成方針

- 犬猫以外の哺乳類及び爬虫類共通で、作成方針は以下の3点を満たすもの。
 - ①動物の健康・安全の保持及び生活環境の保全上の支障の防止の観点から基準を設定する。
 - ②自治体職員が、遵守状況を容易に確認し明確に判断でき、根拠を持って必要性を説明できる基準にする等、基準の実用性の観点を考慮する。
 - ③アニマルベースドメジャーの考え方を基本として、動物の行動や状態に着目した検討を進める。

3. 進捗状況について

(1) 犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準

- 当該動物の飼養管理状況や適切な飼養管理方法等について調査。
- 現在、飼養管理上の課題を踏まえ、基準の項目ごとに下記のいずれかとすることを検討中。
 - ①犬猫の基準を参考に哺乳類全体へ適用する項目
 - ②犬猫以外の哺乳類を7グループに分類し、グループごとに適用する項目
 - ③現行の哺乳類・鳥類・爬虫類共通基準のままとする項目
- 令和6年度以降に基準策定するとともに、基準の解説書を作成し、細部解釈を周知する予定。

(2) 爬虫類の飼養管理基準

- 爬虫類の飼養管理状況や適切な飼養管理方法等について調査。
- 令和6年度以降も検討を継続。

(3) 鳥類の飼養管理基準

- 令和7年度以降に検討開始予定。